

(案)

森林環境保全整備事業請負契約書

- 1 事業名 森林環境保全整備事業(育成受光伐ほか 南木曾4殿)
- 2 事業場所 長野県木曾郡大桑村 阿寺国有林1044い林小班ほか
- 3 請負予定数量 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事業期間 令和8年●月●日から
令和9年2月26日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請負予定金額 —
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 —)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 10回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- 1) 【伐倒】における約款第32条第8号(検査及び引渡し)は、測点等を利用した面積確定により行う。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曾郡南木曾町読書3650-2
分任支出負担行為担当官
氏名 木曾森林管理署南木曾支署長 井口 智

請負者 住所

氏名

事業内訳書

契約名		森林環境保全整備事業(育成受光伐ほか 南木曽4殿)			
国有林名		阿寺		計	
事業別		育成受光伐	保育間伐活用型		
林小班		1044い	1045い	2小班	
伐採方法		定性間伐	定性間伐		
作業面積		25.72ha	6.58ha	32.30ha	
資材内容	林齢	98年	77年		
	伐採率	33%	34%		
	平均樹高	21m	16m		
	平均胸径	28cm	20cm		
	本数	6,084本	3,174本	9,258本	
	材積	スギ	197.41m ³	220.87m ³	418.28m ³
		カラマツ			
		ヒノキ	3,209.70m ³	331.10m ³	3,540.80m ³
		その他 N	239.82m ³	265.60m ³	505.42m ³
		その他 L	301.53m ³	280.38m ³	581.91m ³
合計		3,948.46m ³	1,097.95m ³	5,046.41m ³	
生産予定数量	材積	スギ	70m ³	120m ³	190m ³
		カラマツ			
		ヒノキ	1,070m ³	180m ³	1,250m ³
		その他 N	80m ³	150m ³	230m ³
		その他 L	30m ³	50m ³	80m ³
		合計	1,250m ³	500m ³	1,750m ³
事業期間	自年月日	契約締結日の翌日			
	至年月日	令和9年2月26日			
法令	保安林	水源かん養保安林			
	公園法	-			
	木曾悠久の森				
	その他	鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)			

山元最終内訳

箇所	数量(m ³)
山元	500
最終	1,250
計	1,750

最終普通材搬入予定箇所

土場名	数量(m ³)
三殿土場	300
野尻土場	550
新上松土場	100
システム等 最終土場	300
計	1,250

素材生産請負事業方法書

1. 数量の確認

(1) 検査場所

(生産完了工程)

山元普通材(山元土場)

最終普通材 (指定した土場)

(部分完了工程)

伐倒面積確定

ただし最終生産での数量は、最終土場からの追い上げ数量とする。

(2) 検査方法

生産完了工程については、発注者の命じた検査職員が製品生産事業実行監督検査要領に基づき行うものとする。

部分完了工程(切り捨て伐倒)がある場合については、発注者の命じた検査職員が面積を確定し造林事業の保育間伐の検査要領に基づき検査を行うものとする。

(3) 追い上げ数量

山元土場からの追い上げ数量は、トラックスケールによる重量計測終了後の素材換算数量とする。(システム協定者により計測)

最終土場からの追い上げ数量は、極積終了後の数量とする。

2. 作業順序

作業は、請負者が作成し発注者が承認した事業計画書に基づき行う。

また、各種法令制限林については、伐採許可・作業許可等の協議が着手前に必要なため計画的な事業実行に努めること。(各種法令制限林は事業内訳書のとおり。)

3. 採材寸法

木曽ブロック造材採材基準により行うものとする。

4. 山元巻立

人工林のうち、一般製材用としての採材が困難な欠点材(損傷、腐朽、空洞等による打出木)については、パルプ・チップ用として選別し山元に極積すること。ただし、長級は2mに限定すること。

木曽五木及びイチイ等の銘木については対象外とする。

5. 運搬先の指定

人工林のうち、次に指定する材については、山土場で選別し、指定土場へ運搬すること。

ただし、山土場での選別が特別困難である場合は、監督職員の指示により、指定土場へ運搬するものとする。

※システム協定先へ運搬するもの

・カラマツ

・ツガ、ヒメコマツ、トウヒ、その他針葉樹のうち、末口径14cm～22cmの材

・トチ、ホオノキ、ケヤキ、クリ、ミズメ、ウダイカンバのうち、末口径6cm～18cm以下の材

・上記以外の広葉樹は、末口径6～22cmの材

6. 運搬

(1) 運搬車両

運搬工程を外注(下請負)する場合は、一般貨物自動車輸送事業の免許を有している輸送業者(緑ナンバー)により運搬すること。

(2) 配車

監督職員の指示に従い、各土場運搬予定数量に増減が生じても異議を申し立てないものとする。

(3) その他

林道等の通行にあたっては、状況により敷鉄板を敷設する等、安全運搬を行うこと。

故意又は過失その他請負者の責に帰する理由により、運搬中の物件を滅失又は損傷した場合には森林管理支署長の指示することに従い、その物件の代金を納付し、その損害を賠償しなければならない。

県道公道を運搬利用する際は、各道路規定に基づき運行するとともに、運搬等による路面の損傷等が発生しないよう対策を講じること。それに伴い損害が発生した場合は事業者による修繕を行うものとする。

7. 末木枝条処理

- (1) 末木、枝条の処理は原則先山で処理すること。ただし、全木または全幹集材の場合は造材後に盤台等で整理し先山に分散して還元すること。
- (2) 先山に還元する場合は、沢筋等には放置しないこと。また、歩道等ある場合には歩道上にも放置しないこと。
- (3) 末木又はパルプ材でD材等として利用可能なものについては、監督員の指示により林道付近に整理し集積しておくこと。
- (4) 打ち出し木や末木枝条等の林地残材の転落防止に努めること。

8. 伐倒方法

(1) 定性間伐

ア. 作業方法

- ・伐倒木の選木方法は、標準地における選木方法を参考にすること。

イ. 伐倒木の伐採高は、特段の指示がない限り基本的には根際とすることとし、残存立木を損傷しないよう伐倒方向に留意するものとする。

ウ. 伐倒木の処理について

- ・かかり木となった伐倒木は、必ず外し倒伏させるものとする。
- ・歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くものとする。

(2) 列状間伐

ア. 作業方法

- ・伐幅及び残幅は監督職員の指示を受けること。
- ・切り捨て箇所についても同様とする。
- ・天然有用樹についても植栽木と同様の考え方で選木する。

イ. 伐倒木の伐採高は、特段の指示がない限り基本的には根際とすることとし、残存立木を損傷しないよう伐倒方向に留意するものとする。

ウ. 伐倒木の処理について

- ・かかり木となった伐倒木は、必ず外し倒伏させるものとする。
- ・歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くものとする。

9. その他

- (1) 最終土場にて造材の仕上がり不十分なもの(節高、小口の不整形等)が見られた場合には、最終土場にて手直しをして、監督職員の確認を受けるものとする。
- (2) 歩道については、先山への通い道だけではなく、災害発生時は同僚の救助のための道となることから、必ず作設・整備をすること。
また、急傾斜地においては、手すり等をもうけること。
- (3) 盤台付近の滑車、ワイヤー等については、雨水等に濡れることのないよう一箇所にもとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (4) 燃料等についても、雨水等に濡れることのないよう一箇所にもとめ整理整頓をすること。また、看板等を設置すること。
- (5) 集材機周辺についても、整理整頓をすること。
- (6) 上記によりがたい場合は監督職員の指示に従うものとする。

特記仕様書

1. 搬出について

- (1) 事業区域内に生育する天然有用樹については、作業に支障のないもの、植栽木(将来優良木)の成長を阻害しないと思われるものについては残存させるものとし、具体的には監督職員の指示によるものとする。
- (2) 崩壊地周辺の植栽木及び天然樹木は伐倒の対象としないものとする。
また、林地保全及び残存木の保護に努め、搬出支障木等は必要最小限とすること。
- (3) 本事業の運材については令和9年2月17日までに指定土場への搬入を終えること。

2. その他

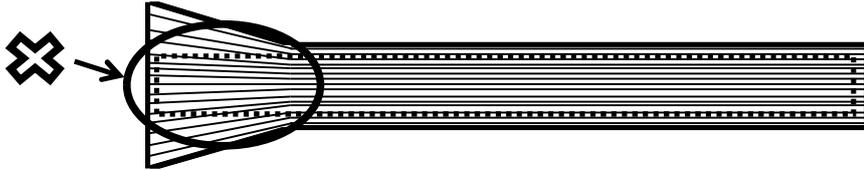
- (1) その他事案については監督職員と協議を行い指示に従うものとする。

特記仕様書(造材)

良質産地において生産される人工林ヒノキについては、鴨居、長押等役物取りを目的とした丸太を次の基準により生産することとする。

1 生産のねらい

- ・役物は目流れがあると評価が下がるため、根張りを外して4m必要となる
- ・欠点のない製品を取るには、元玉が有利であり、中玉より色艶もよい

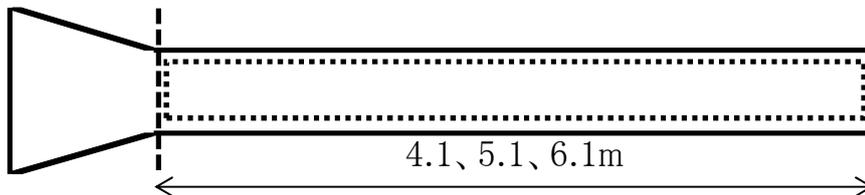


2 役物取り用材の条件

- ・元玉であること
- ・見込まれる最小径級が24cm以上の通直材であること
- ・連続する2材面以上に次の欠点がないこと
 - ①胴打ち②死節③大節④多節
- ・空洞ではないこと
- ・目まわり、アテがないもの

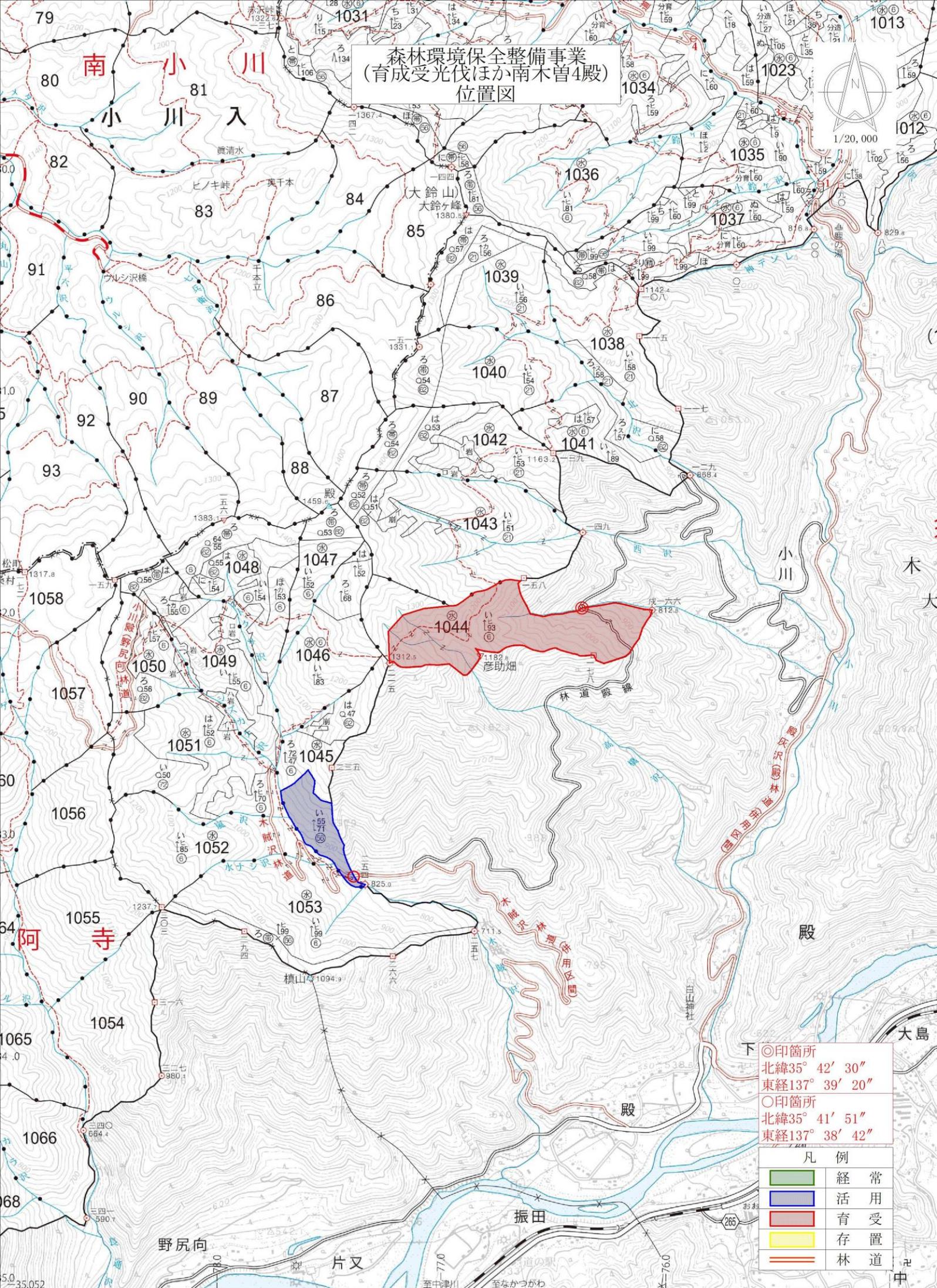
3 採材方法

- ・根張り部分を元玉証明として残し、点線部分から長さを測る



※延寸10cmを含む

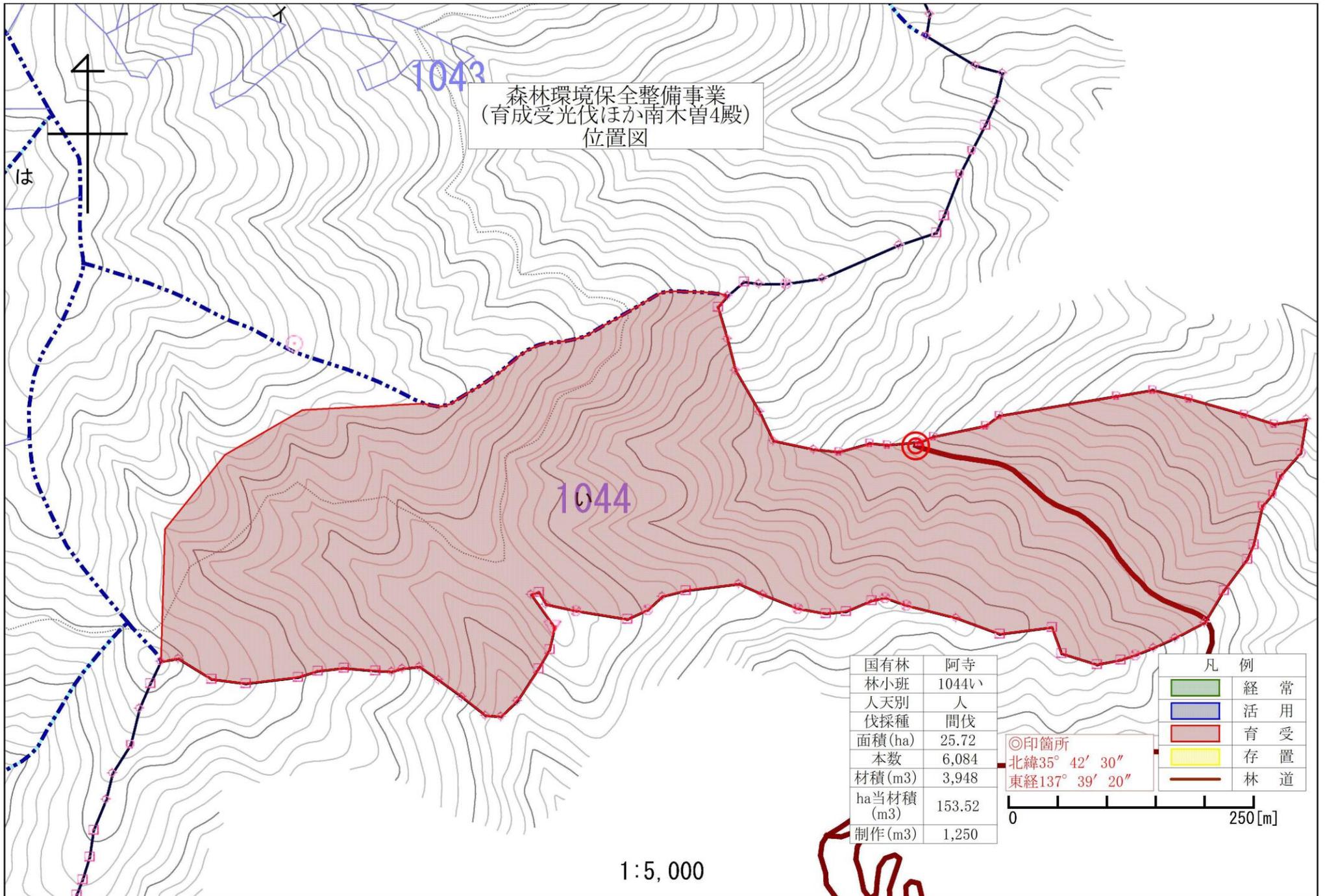
森林環境保全整備事業
(育成受光伐ほか南木曾4殿)
位置図



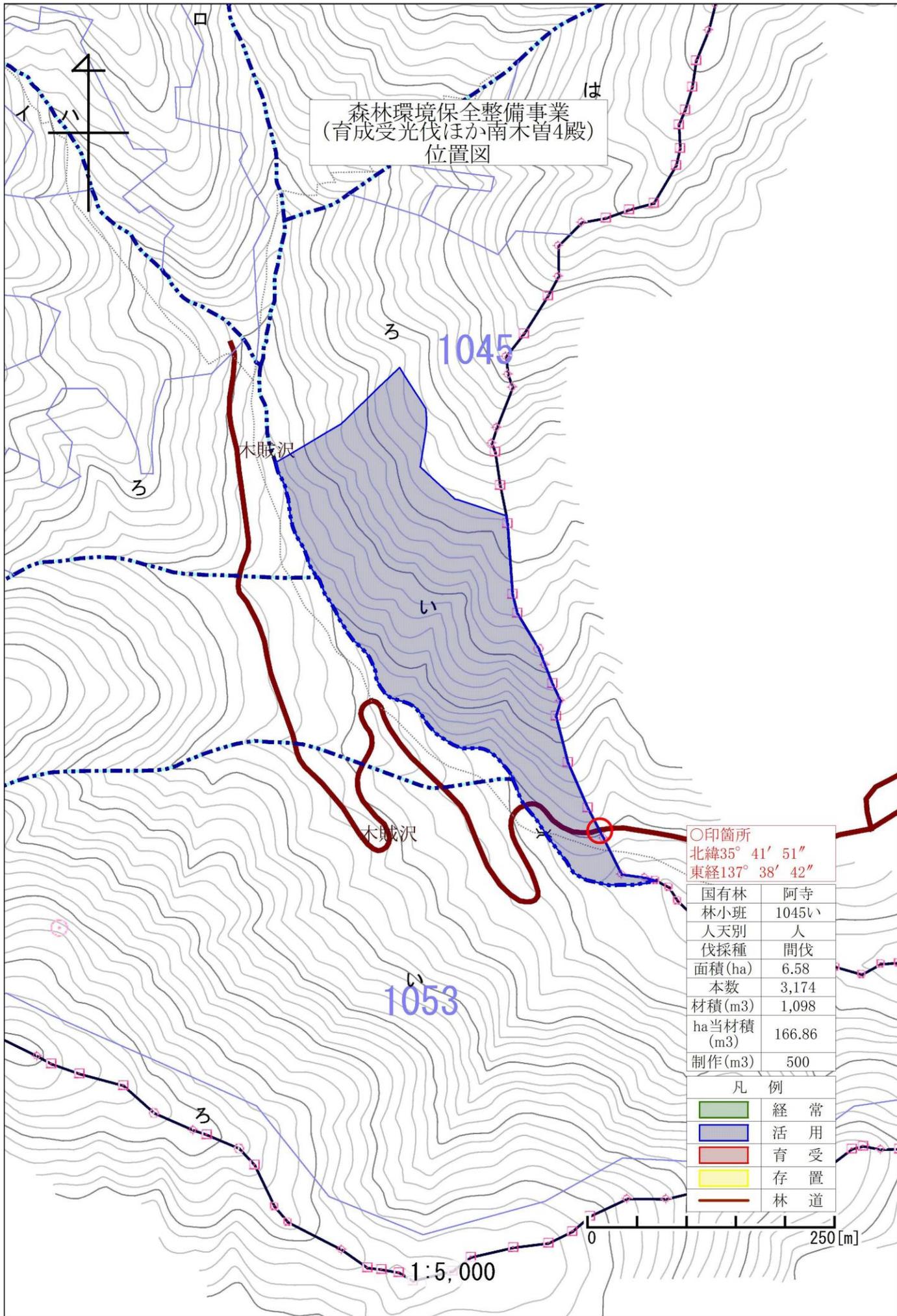
○印箇所
北緯35° 42' 30"
東経137° 39' 20"

○印箇所
北緯35° 41' 51"
東経137° 38' 42"

凡 例	
	経 常
	活 用
	育 受
	存 置
	林 道



森林環境保全整備事業
(育成受光伐ほか南木曽4殿)
位置図



○印箇所
北緯35° 41' 51"
東経137° 38' 42"

国有林	阿寺
林小班	1045い
人天別	人
伐採種	間伐
面積(ha)	6.58
本数	3,174
材積(m ³)	1,098
ha当材積(m ³)	166.86
制作(m ³)	500

凡 例	
	経 常
	活 用
	育 受
	存 置
	林 道

0 250[m]

1:5,000